

自転車・オートバイ・ スクーター置場利用規則

平成04年06月08日 制定
平成06年05月30日 一部改正
平成22年01月01日 一部改正

(目的)

第1条 本規則は規約第19条1項一号により自転車、オートバイ、スクーターの駐輪場使用契約に際し遵守すべき事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 駐輪場の利用者は、居住者を対象とする。

2 駐輪場の利用契約に際しては、駐輪場利用料金を完納していなければならない。

(台数)

第3条 駐輪場利用台数は、自転車は1戸当り4台までとし、オートバイ、スクーターは1戸につき1台までとする。

(料金決定)

第4条 駐輪場利用料金は理事会で決定する。

(料金)

第5条 駐輪場利用料金は、施設利用料金表により毎年、一年分を前納しなければならない。

(中途利用、解約)

第6条 駐輪場の中途利用者は、利用当月より月割計算で一年分の残を前納するものとする。又中途解約者は、前納一年分の残月分を返却する。

(遵守事項)

第7条 自転車、オートバイ、スクーターは必ず登録を行い、契約位置に収納しなければならない。

2 駐輪場利用料金前納の際交付されるステッカーを指定箇所（後部泥よけ下部）に貼付しなければならない。

(ステッカー交付)

第8条 ステッカーが汚損滅失した場合は有料で交付する。

(廃棄処分)

第9条 府中目鋼団地内に於てステッカー貼付なき自転車等は調査の上廃棄処分にする場合もある。

(維持管理)

第10条 駐輪場利用契約者は第三者に駐輪場を利用させてはならない。

2 駐輪場利用に当っては相互管理の精神を以て駐輪場の維持管理に努めなければならない。

(責任の所在)

第11条 駐輪場内に於ける盗難その他の事故について管理組合はその責を負わない。

(会計)

第12条 駐輪場利用料金は施設利用料等会計に入れる。

(契約解除)

第13条 本規則に違反した場合は契約を解除する。

(規則外事項)

第14条 本規則以外の事項に付いては理事会で決定する。

(附則)

第1条 本規則は平成22年1月1日から改正施行する。